

選択的夫婦別姓制度の速やかな導入に関する意見書（案）

令和6年10月、国連の女性差別撤廃委員会は、政府に対しジェンダー平等に向けた取組を進めるよう促す総括所見を発表した。選択的夫婦別姓制度の導入について、いかなる措置も採られていないと、政府の不作為を明快に指摘し、夫婦同姓を義務付けた民法第750条の改正を求める4回目の勧告を行った。さらに、勧告を実施するために採った措置を2年以内に書面で情報提供するよう要請した。

女性差別撤廃委員会の審査において、婚姻に際し、民法上「夫又は妻の氏を称する」となっているにもかかわらず、実際には女性の9割以上が改姓している現状について、委員から「社会的圧力だ」との指摘があったと報じられている。法的な平等だけではなく事実上の平等が伴っていなければ平等ではない。

婚姻の際に女性の9割以上が改姓する背景には、女性差別的な意識や慣行があり、改姓を強いられた多くの女性が、アイデンティティの喪失感などの精神的苦痛やキャリア上の不利益を被っている。

民法第750条は、夫婦が同姓にならないければ婚姻できないことを意味する点で、憲法第13条の自己決定権として保障される「婚姻の自由」や、「氏名の変更を強制されない自由」を不当に侵害するものである。

「第3次選択的夫婦別姓訴訟」の弁護団は、婚姻と氏に係る制度の内容が確認できた95か国全てにおいて夫婦別姓が可能な一方、夫婦同姓を強制しているのは世界でも日本だけであると指摘している。日本が世界から取り残された状況となっていることを直視すべきである。

憲法第98条第2項は、「日本国が締結した条約」を「誠実に遵守する」と規定しており、政府は、女性差別撤廃委員会の勧告を直ちに実施する義務がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、民法第750条を改正し、選択的夫婦別姓制度を速やかに導入するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月 日

東京都議会議長 増子 ひろき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

} 宛て